一三四　高速自動車国道に関する件　六　五
一三五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　六　五
一三六　〃　七　六
一三七　信号符字を点附した件　七　八
一三八　信号符字を取り消した件　七　九
一三九　船舶国籍証書を無効とした件　七　九
一四〇　舞洲ヘリポートの飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一〇　四
一四一　舞洲ヘリポートの供用を廃止する件　一〇　四
一四二　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　一〇　五
一四三　登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一〇　五
一四四　直轄砂防工事を施行する件　一一　九
一四五　高速自動車国道に関する件　一一　九
一四六―一五一　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一一　32　一一
一五二　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　一二　五
一五三―一五八　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　一二　七
一五九―一六五　建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件　一二　33　四四
一六六―一六七　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一三　六
一六八　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一三　八
一六九―一七〇　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一三　35　九八
一七一―一七二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一四　九
一七三―一七四　直轄砂防工事を施行する件　一四　九
一七五　旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示　一四　九
一七六　自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令附則第二項の規定に基づき、自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領等の一部を改正する件　一四　36　六三
一七七　道路法第四十八条の十七第一項及び第四十八条の十九第一項第一号ロの規定に基づき重要物流道路等を指定する件　一四　37　一
一七八　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一七　七
一七九　駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件　一七　八
一八〇　運輸審議会から答申があった件　一八　四
一八一―一八二　船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示　一九　七
一八三　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一九　七
一八四―一八五　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　七
一八六　直轄砂防工事を施行する件　一九　八
一八七　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二〇　42　二六
一八八　建築基準法施行規則第十条の四の三第一号ヌの国土交通大臣が定める方法を定める件　二一　六
一八九　建築基準法施行規則第十条の四の三第二号リ及び第三号カの国土交通大臣が定める措置を定める件　二一　六
一九〇　建築基準法施行規則第十条の四の三第三号ヨの国土交通大臣が定める措置を定める件　二一　六
一九一　船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二一　七
一九二　建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件　二一　44　六五
一九三　防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件　二一　44　六九
一九四　一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件　二一　44　七二
一九五　二十分間防火設備の構造方法を定める件　二一　44　七五
一九六　防火壁及び防火床の構造方法を定める件　二一　44　七五
一九七　警報設備の構造方法及び設置方法を定める件　二一　44　七五
一九八　建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件　二一　44　七六
一九九　地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示　二一　44　七八
二〇〇